

第130号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和元年度」を「令和6年度」に改める。

第4条中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。